

江東区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

令和3年3月（変更）

江 東 区

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	6
5 対策上の注意点	7
第2章 江東区・関係機関等の役割	8
1 基本的な責務	8
2 新型インフルエンザ等に対応する江東区の実施体制	10
第3章 対策の基本項目	16
1 サーベイランス・情報収集	16
2 情報提供・共有	16
3 区民相談	19
4 感染拡大防止	19
5 予防接種	23
6 医療	24
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	25
《緊急事態宣言時の措置》	28
第4章 各段階における対策	32
1 未発生期	32
(1) サーベイランス・情報収集	32
(2) 情報提供・共有	33

(3) 区民相談	3 3
(4) 感染拡大防止	3 4
(5) 予防接種	3 4
(6) 医療	3 4
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	3 5
2 海外発生期	3 6
(1) サーベイランス・情報収集	3 6
(2) 情報提供・共有	3 7
(3) 区民相談	3 7
(4) 感染拡大防止	3 8
(5) 予防接種	3 9
(6) 医療	3 9
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	3 9
3 国内発生早期	4 0
(1) サーベイランス・情報収集	4 0
(2) 情報提供・共有	4 1
(3) 区民相談	4 1
(4) 感染拡大防止	4 1
(5) 予防接種	4 2
(6) 医療	4 3
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	4 3
4 都内発生早期	4 4
(1) サーベイランス・情報収集	4 4
(2) 情報提供・共有	4 5
(3) 区民相談	4 5
(4) 感染拡大防止	4 5

(5) 予防接種	4 7
(6) 医療	4 7
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	4 7
5 都内感染期	4 9
(1) サーベイランス・情報収集	4 9
(2) 情報提供・共有	5 0
(3) 区民相談	5 1
(4) 感染拡大防止	5 1
(5) 予防接種	5 2
(6) 医療	5 2
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	5 3
6 小康期	5 5
(1) サーベイランス・情報収集	5 5
(2) 情報提供・共有	5 5
(3) 区民相談	5 5
(4) 感染拡大防止	5 6
(5) 予防接種	5 6
(6) 医療	5 6
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	5 6

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが心配されています。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや、同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、事業者の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

2 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに関する対策について、平成 17 年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定しました。

同年 4 月に新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで 2 千万人がり患したと推定されましたが、入院患者は 1 万 8 千人、死亡者は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して、低い水準にとどまりました。この際の対策実施を通して、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られました。

病原性が季節性並みであったこのインフルエンザでも、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成 24 年 5 月に危機管理の法律として、特措法が制定されるに至りました。

3 江東区行動計画の作成

江東区は、平成 16 年 3 月に、健康危機から区民の生命と健康を守るために「江東区健康危機管理対策マニュアル」を策定し、様々な対策を行ってきました。

その後、新型インフルエンザに対する危惧が国内外で高まり、江東区でも新型インフルエンザ対策を危機管理に関わる重要課題として位置付け、平成 21 年 3 月に「江東区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。

平成 21 年 4 月に確認された新型インフルエンザ (A/H1N1) について、厚生労働省より「新型インフルエンザ」発生の宣言がされたときも、江東区は行動計画に基づき関係機関との連携を図りながら、感染の拡大状況に応じた対策を実施してきました。また、平成 21 年 10 月に、新型インフルエンザがまん延する事態にあっても、行政として最低限の機能を維持する体制と感染拡大防止を図るための具体的な取り組みを定めた「江東区新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定しました。平成 22 年 6 月には「江東区危機管理指針」を策定し、新型インフルエンザ対策の執行体制等の見直しを行い、同年 9 月に「江東区新型インフルエンザ対応マニュアル (第 2 版)」を作成しました。

今回、特措法が制定されたことに伴い、江東区では、新型インフルエンザ等発生時における対策に備え「江東区新型インフルエンザ等対策本部条例」及び「江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則」を新たに制定しました。また、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (平成 25 年 6 月。以下「政府行動計画」という。）」、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成 25 年 11 月。以下「東京都行動計画」という。）」が新たに作成されたことを踏まえて、特措法第 8 条の規定に基づき、新たな「江東区新型インフルエンザ等対策行動計画 (以下「江東区行動計画」という。）」の策定を行うことになりました。

本行動計画は、特措法に基づき、江東区の新型インフルエンザ等対策に関する基本的方針及び江東区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を考えながら、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものです。

<特措法で定められた事項>

○特措法により新たに盛り込まれた事項

- ・ 行動計画の対象感染症に、新感染症を追加 (第 2 条)
- ・ 対策における基本的人権の尊重 (第 5 条)
- ・ 対策の基本は、国が基本的対処方針で決定 (第 18 条)
- ・ 特定接種の実施への協力 (第 28 条)
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令 (第 32 条)

○特措法により法定化された事項

- ・ 江東区行動計画の作成 (第 8 条)
- ・ 江東区対策本部の設置 (第 34 条)
- ・ 不要不急の外出の自粛等、学校等の施設や興行場等の使用制限等及び催物の開催の制限等の要請・指示 (第 45 条)
- ・ 住民に対する予防接種 (第 46 条)
- ・ 緊急時の埋火葬 (第 56 条)
- ・ 生活関連物資等の価格の安定等による区民生活及び区民経済の安定 (第 59 条)

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

(1) 根拠

江東区行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画です。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(*1)（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症(*2)で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

(3) 計画の基本的な考え方

江東区行動計画は、東京都行動計画に基づき、江東区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や、江東区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を考えながら、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は、弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものです。また、国、東京都、指定（地方）公共機関、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、それぞれの機関の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して進められるよう図っていきます。

(4) 計画の推進

江東区行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見を取り入れていきます。また、新型インフルエンザ等発生時に備え、平常時から発生時における対策について、教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行います。

(5) 計画の改定

江東区行動計画の改定にあたっては、感染症に関する専門的知識を有する者その他の学識経験者から意見の聴取を行います。

*1 ① 新たに人から人に伝染する能力を持ったウイルスを病原体とするインフルエンザで、一般的に国民がそのインフルエンザに対する免疫を獲得していないことから、そのインフルエンザの全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる新型インフルエンザ。

② かつて世界的な規模で流行したインフルエンザで、その後流行することがなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるインフルエンザで、一般的に現在の国民の大部分がそのインフルエンザに対する免疫を獲得していないことから、そのインフルエンザの全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる再興型インフルエンザ。

*2 人から人に伝染すると認められる疾病で、すでに知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、その感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、その感染症のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑え、区民の生命及び健康を保護する。
- 2 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが心配されています。長期的には、国民の多くが罹患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定されます。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑えることが必要となります。

また、罹患することにより、事業者の欠勤数が多数に上り、この人的被害が長期化することで、社会経済に影響を与えることとなります。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められます。

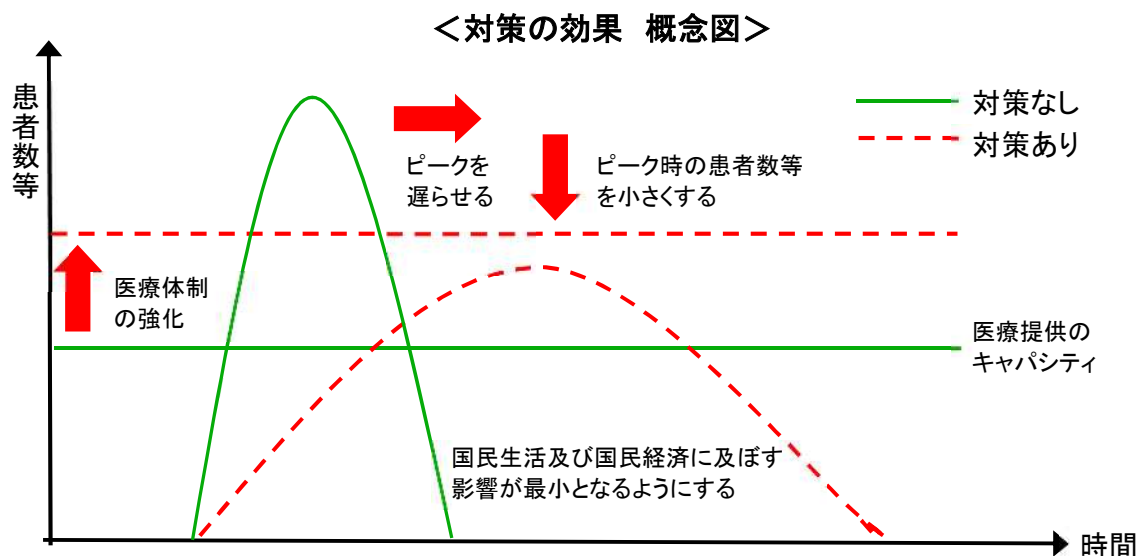
このような状況を踏まえ、次の2点を主な目的として、対策を実施していくことが必要です。

(1) 感染拡大を可能な限り抑え、区民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴をもっていると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが想定されます。

江東区行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考えるうえで、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を定めますが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得ることを考えて対策を検討することが重要となります。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

江東区行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び東京都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、区民の30%が罹患するものとして流行を予測し、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定しました。

<新型インフルエンザ発生時の被害想定>

	国	東京都	江東区				
総人口（2013.9.1現在）	127,270,000人	13,191,227人	485,204人				
り患割合	25%	30%	30%				
患者数	25,000,000人	3,785,000人	147,000人				
健康被害	(1) 流行予測による被害						
	① 外来受診者数	25.00%	25,000,000人	30.00%	3,785,000人	30.00%	147,000人
	② 入院患者数（中等度）	2.12%	530,000人	7.69%	291,200人	7.69%	11,310人
	（重度）	8.00%	2,000,000人				
	③ 死亡者数（中等度）	0.68%	170,000人	0.37%	14,100人	0.37%	548人
	（重度）	2.56%	640,000人				
	(2) 流行予測のピーク時の被害（約8週間続くと仮定）						
	① 1日新規外来受診者数			1.30%	49,300人	1.30%	1,915人
	② 1日最大患者数			9.86%	373,200人	9.86%	14,494人
	③ 1日新規入院患者数			0.10%	3,800人	0.10%	147人
④ 1日最大必要病床数（中等度）	0.40%	101,000床	0.70%	26,500床	0.70%	1,029床	
（重度）	1.60%	399,000床					

健康被害については、罹患した患者がすべて医療機関を受診するものとして、算出しました。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出しました。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため、完全に予測することは困難ですが、江東区行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取り組みを基本にしつつ、今後の新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取り組みを明示しました。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されています。また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算出しました。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて、実施する対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に合った意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

発生段階は、東京都行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内未発生）、都内発生早期、都内感染期、小康期の6区分とします。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なることから、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行し、これを3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備します。

なお、政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が都内を対象に特措法第32条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合は、江東区新型インフルエンザ等対策本部（以下「江東区対策本部」という。）において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定していきます。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

政府行動計画		江東区行動計画 (東京都行動計画と同じ)		状態	
国	地方				
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策上の注意点

江東区は、国、東京都、他の区市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に進めていきます。

なお、対策を実施する際には、次の点について配慮します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、東京都が行う医療関係者への医療等の実施要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとし、

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し理解を得ることを基本とします。

(2) 危機管理としての特措法の性格への配慮

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を実施することができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を実施する必要がないこともあり得ます。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要があります。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

江東区対策本部は、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「東京都対策本部」という。）等と、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を進めていきます。

また、江東区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「江東区対策本部長」という。）は、特に必要があると認めるときは、東京都、指定（地方）公共機関等が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう、東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「東京都対策本部長」という。）に対して要請します。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るために、江東区対策本部における対策の実施についての記録を作成・保存し、公表をします。

第2章 江東区・関係機関等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、東京都、江東区、その他の区市町村、医療機関・薬局、事業者及び区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければなりません。新型インフルエンザ等が発生すれば、だれもが患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

1 基本的な責務

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した時は、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として十分な態勢を整備する責務を負っています。また、新型インフルエンザ等及びこれに関するワクチンその他の医薬品の調査・研究を進めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に関する国際協力を進める努力をしていきます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に進めていきます。

指定行政機関（*1）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定めておきます。

新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に進めていきます。その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴取しながら対策を進めます。さらに、特措法第28条に規定する、医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）に対して実施する予防接種（以下「特定接種」という。）について、実施主体として速やかに進めていきます。

(2) 都の役割

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備などの対策を進めていきます。また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行います。

発生時には、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など、東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に進めていきます。

*1 ① 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関

② 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関

③ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関

④ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

(3) 江東区の役割

区は、住民に最も近い行政単位であり、区民に対する対策に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に実施することが求められています。また、対策の実施にあたっては、東京都や近隣の地方自治体と緊密な連携を図っていきます。

平常時の対策としては、江東区行動計画を策定し、態勢の整備、関係機関との調整など、対策を進めていきます。

発生時には、感染拡大防止、区民への予防接種や要配慮者への生活支援など、江東区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して、的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に進めていきます。また、特別区には、感染症法に基づき、発生動向の監視、地域医療体制の確保や感染拡大防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と江東区は、地域における医療体制等に関する協議を行い、発生前から連携を図ることが求められています。

(4) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は地域医療体制の確保のため、平常時から新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めていきます。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努めます。

(5) 事業者等

指定（地方）公共機関(*1)は、平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、態勢の整備などの対策を進めていきます。

発生時には、国、東京都及び江東区と相互に連携協力して、区民生活が維持できるよう、医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続します。

登録事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や、重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、東京都、江東区の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力します。

上記以外の一般の事業者については、平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や態勢の整備に努めます。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、東京都や江東区の行う新型インフルエンザ等への対策に協力します。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催し物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用の制限の要請等に協力するなど、感染拡大防止のための措置の徹底に努めます。

*1 ① 指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

② 指定地方公共機関とは、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

(6) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザ対策としても実施されている、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策や、食料品や生活必需品の備蓄等の対策を実施するよう努めます。

発生時には、東京都や江東区からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努めます。

2 新型インフルエンザ等に対応する江東区の実施体制

新型インフルエンザ等未発生期には、必要に応じて「江東区危機管理対策本部」を設置し、情報提供や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を進めていきます。

新型インフルエンザ等発生後、特措法に基づき、政府対策本部から緊急事態宣言がされたときは、速やかに江東区対策本部を設置することとされています。このため、江東区対策本部について特措法で定められたもののほか、必要な事項について「江東区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年 3 月 28 日条例第 25 号）」及び「江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 25 年 4 月 12 日規則第 50 号）」を制定し、全庁をあげた実施体制を整備しました。この条例等に基づき、江東区対策本部は、政府対策本部、東京都対策本部及び関係機関等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に進めていきます。また、江東区対策本部長は、対策の実施に必要な場合は、東京都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うように要請します。

なお、緊急事態宣言がされない場合においても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認され、政府対策本部が設置された場合など、必要に応じて任意の江東区対策本部(*1)を設置し、情報の共有を図るとともに、関係部局に対し必要な対策を実施するよう要請します。

*1 江東区対策本部は、特措法に基づき緊急事態宣言がされた場合に設置するとされていますが、緊急事態宣言がされない場合においても、特措法に基づかない対策本部を任意に設置することができます。

(1) 江東区新型インフルエンザ等対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・江東区対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- ・本部長は、区長をもって充てる。
- ・本部員は、「江東区新型インフルエンザ等対策本部構成図」に掲げる者をもって充てる。
- ・本部長が、本部員のうちから副本部長に指名する者は、副区長及び江東区教育委員会教育長とする。
- ・江東区対策本部には本部連絡員を置き、「江東区新型インフルエンザ等対策本部構成図」に掲げる者をもって充てる。

イ 江東区対策本部の運営

- ・本部長は、本部内の情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する。
- ・本部長は、必要に応じて本部に部を置くことができる。

- ・本部長は、新型インフルエンザ等対策に必要があると認める時は、設置した部の部長会議を招集することができる。

<江東区新型インフルエンザ等対策本部構成図>

本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員	深川消防署長（又は消防吏員）、城東消防署長（又は消防吏員） 江東区組織規則第8条第1項に規定する部長 会計管理室長、教育委員会事務局次長 選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、区議会事務局長 危機管理室長及び被災者支援担当部長
本部連絡員	企画課長、財政課長、広報広聴課長、総務課長、職員課長 経理課長、危機管理課長、防災課長、地域振興課長、区民課長 福祉課長、障害者施策課長、医療保険課長、健康推進課長 生活衛生課長、保健予防課長、こども家庭支援課長 温暖化対策課長、都市計画課長、管理課長、庶務課長

<危機管理対策本部構成図>

危機管理対策本部長	区長
危機管理対策副本部長	副区長、教育長
危機管理対策本部員	江東区組織規則第1条に基づく部の長
危機管理対策本部事務局長	危機管理室長
危機管理対策本部事務局次長	危機管理課長
その他、必要に応じ区長が指定する職員	

<審議事項>

- ・新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び周知の強化
- ・国内発生時における感染拡大防止
- ・国内発生時における区政機能維持
- ・関係機関との連絡調整及び相互の情報収集の強化
- ・その他、感染拡大防止策等

*新型インフルエンザ等未発生期においては江東区危機管理指針に基づく「江東区危機管理対策本部」にて対応する。

*海外発生期において、保健所長が健康危機レベル3（保健所と関係部課が緊密に連携を必要とするレベル。江東区健康危機管理対策マニュアルに基づく。）の事態と判断した場合には、江東区健康危機管理対策本部を設置する。

<危機管理対策本部事務局>

危機管理対策本部事務局長	危機管理室長
危機管理対策本部事務局次長	危機管理課長
広報担当	政策経営部長
報道機関担当	広報広聴課長
情報システム	情報システム課長
情報収集伝達担当	危機管理課長
	防災課長
渉外・法務担当	総務課長
財政担当	財政課長
職員派遣担当	職員課長
資器材調達担当	経理課長
その他、必要に応じ危機管理室長が指定する職員	

<江東区健康危機管理対策本部構成図>

健康危機管理対策本部長	保健所担任副区長
健康危機管理対策副本部長	保健所長
本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連部 部長、庶務担当課長、関連課長
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所 次長、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、各保健相談所長、ワクチン接種管理担当課長、ワクチン接種推進担当課長
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務、連絡調整機能 健康推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康危機調査、分析、整理機能 初動課（健康危機への初動対応を行う課）

<審議事項>

- ・健康危機に対する対応
- ・パンデミックサーベイランス及びアウトブレイクサーベイランスの開始
- ・検疫所と連携した、濃厚接触者や発生国からの帰国者等のうち、停留されない者への外出自粛要請と健康監視の実施
- ・「東京感染症アラート」に基づく疑似患者への迅速・的確な対応の強化
- ・新型インフルエンザ等に関する医療提供体制や発症時の受診方法の周知
- ・新型インフルエンザ相談センター等の相談窓口の設置
- ・保健所各課と関係部課の役割分担
- ・その他、新型インフルエンザ等対策に関する必要な事項

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>

発生段階	国の体制	東京都の体制	江東区の体制
<p><未発生期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外において、鳥等動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発生しているが人から人の持続的な感染はない状態 		福祉保健局による発生情報収集⇒新型インフルエンザの発生情報入手⇒発生情報の確認・情報収集の強化 ↓ 「危機管理対策会議」の開催	鳥等動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が発生し、拡大のおそれがある場合 ↓ 江東区危機管理対策本部・江東区健康危機対策会議(保健所)を設置
<p><海外発生期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している等さまざまな状況 <p><国内発生早期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての接触歴を疫学調査で追うことができる状態 <p><都内発生早期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての接触歴を疫学調査で追うことができる状態 <p><都内感染期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 	厚生労働大臣が新型インフルエンザ等発生を公表 ↓ 発生 ↓ 緊急事態宣言発令 ↓ 政府対策本部設置	政府対策本部が設置された時 ↓ 東京都対策本部設置	政府対策本部が設置された時等必要に応じて ↓ 江東区対策本部設置 (緊急事態宣言前には必要に応じて任意で設置)
<p><小康期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況 	緊急事態解除が宣言される ↓ 政府対策本部の廃止	政府対策本部の廃止を受け都知事の終息宣言により廃止	緊急事態解除宣言を受け廃止

(2) 江東区新型インフルエンザ等対策本部の分掌事務

部の名称	分 掌 事 務
政策経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長室及び他の部との連絡に関する事 2. 本部長の特命事項に関する事 3. 新型インフルエンザ等対策関係予算に関する事 4. 新型インフルエンザ等発生時における広報及び広聴に関する事 5. 情報収集及び報道関係との連絡調整に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部長室の庶務及び部長会議の運営に関する事 2. 本部の指令及び要請に関する事 3. 職員の動員、服務及び給与に関する事 4. 職員の予防接種（特定接種）に関する事 5. 庁舎の入庁管理に関する事 6. 東京都等の関係機関との連絡調整に関する事 7. 新型インフルエンザ等の情報調査及び報告に関する事 8. 新型インフルエンザ等対策で新たに発生する業務等に必要な物資の調達、配分及び輸送に関する事 9. 新型インフルエンザ等対策に必要な現金及び物品の出納に関する事
地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料品及び日用品等の調達に関する事 2. 生活物資安定供給のための調査・相談に関する事 3. 地域団体及び関係機関との連絡調整に関する事 4. 外国人対策に関する事 5. 行事・集会等の自粛及び施設の使用制限に関する事 6. 商工業等事業所の事業活動の自粛や支援に関する事 7. 小康期以降の事業復興のための資金が必要になった場合の貸付けに関する事
区民部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火葬許可証等の発行に関する事 2. 遺体の安置及び処理等の協力に関する事 3. 新型インフルエンザ等対策に必要な物資の輸送の協力に関する事
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアの受入れ及び配置に関する事 2. 地域団体及び関係団体等の連絡調整に関する事 3. 所管施設の管理運営及び施設の使用制限等に関する事 4. 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関する事 5. 新型インフルエンザ等要配慮者の把握等に関する事 6. 所管施設入所者の予防接種に関する事
障害福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域団体及び関係団体等の連絡調整に関する事 2. 所管施設の管理運営及び施設の使用制限等に関する事 3. 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関する事 4. 新型インフルエンザ等要配慮者の把握等に関する事
生活支援部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護世帯の感染予防及び感染状況の把握に関する事 2. 生活保護世帯への支援に関する事
健康部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康危機管理対策本部設置及び運営に関する事 2. 新型インフルエンザ専門外来及び新型インフルエンザ相談センターに関する事 3. 遺体収容所等の設置及び管理運営に関する事 4. 不審死野鳥のサーベイランスにおける東京都との連携に関する事 5. 患者の移送に関する事 6. 遺体処理埋火葬等に関する事 7. 防疫資器材等の整備、調達及び補給の要請に関する事 8. 予防接種に関する事 9. 特定接種の対象となる登録事業者の手続き等に関する事 10. 新型インフルエンザ等ウイルスの検査に関する事 11. 新型インフルエンザ等の情報調査及び報告に関する事（健康管理） 12. 積極的疫学調査に関する事

部の名称	分掌事務
こども未来部	1. 所管施設の管理運営に関すること 2. 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関すること 3. 所管施設での行事・集会の自粛及び施設の使用制限等に関すること
環境清掃部	1. ごみの排出抑制に関すること 2. 廃棄物の処理に関すること
都市整備部及び土木部	1. 都市整備に関する工事の安全管理に関すること 2. 区営住宅等の維持管理に関すること 3. 遺体の搬送及び安置の連絡調整に関すること 4. 火葬場との連絡調整に関すること 5. 水防関係業務の維持管理に関すること
教育委員会事務局	1. 区立学校等との連絡調整に関すること 2. 所管施設の管理運営、行事・集会等の自粛及び施設の使用制限等に関すること 3. 所管施設利用者の感染予防及び感染状況の把握に関すること 4. 東京都教育委員会との連絡等に関すること
選挙管理委員会事務局	1. 他の部の応援に関すること
監査事務局	1. 他の部の応援に関すること
区議会事務局	1. 区議会議員等の特定接種に関すること

(3) 区政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務などの発生時対応業務が増大するなか、職員の欠勤率が最大4割と想定されています。このため、区の業務を新型インフルエンザ等発生に際して、「通常業務」と「新たに発生する業務」に仕分けし、「通常業務」を「継続業務」「取り扱い方法を変えて行う業務」「中止・中断する業務」に区分して対応します。

区分の考え方は、区民の生命を守り、区民生活を維持するため不可欠な業務を「継続業務」、緊急性がない業務や継続することにより感染拡大のおそれが高く、中止等することが妥当な業務を「中止・中断する業務」とし、それ以外の、対応方法を変更して継続する業務を「取り扱い方法を変えて行う業務」としています。

<発生時の業務区分>

区分	対象となる業務
継続する業務	<ul style="list-style-type: none"> 区民生活を維持するため不可欠な業務 区民の生命を守る業務 区政機能を維持する業務
取り扱い方法を変えて行う業務	<ul style="list-style-type: none"> 平常時の業務と対応方法を変えて継続する業務（電話、郵送等での対応、窓口対応の中止など）
中止・中断する業務	<ul style="list-style-type: none"> 緊急性のない業務 継続することにより感染拡大のおそれが高い業務
新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止のための業務 危機管理上必要な業務 新型インフルエンザ等が発生したことにより、新たに対応が必要となる業務
閉鎖する施設	<ul style="list-style-type: none"> 区が管理する施設で、開放しておくことで感染拡大のおそれのある施設（学校等、福祉施設、こども関連施設、区民施設、教育施設、文化・観光施設、スポーツ施設等）

イ 各部の事業継続と応援体制

各部は、江東区行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時の対応及び事業継続のために業務対応マニュアルを作成し、業務を継続することとします。

また、感染拡大状況により各部間で業務上応援要員が必要となる場合等の調整は、江東区対策本部で対応を検討し、決定していきます。

ウ 区の施設での感染拡大防止策

区の施設で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や施設出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図ります。平常時と施設の利用方法を変更する際には、ホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼します。

また、感染拡大を防止するため、施設の入り口等に「感染予防に関する周知」についてのチラシ等を掲示します。

あわせて、各部においても国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を参考に、それぞれの業務の実態に合わせた「業務継続にあたっての感染拡大防止策」を作成し、感染拡大の防止を図っていきます。

区の施設内での感染拡大防止には、次のような対策が考えられます。

- ・各種届出、申請等について、電話、郵送及びメール等を活用し、直接対面しない方法で対応する
- ・会議等は緊急事案に限定し、電話やメールを活用して対応する
- ・発熱や咳等の新型インフルエンザ等の症状がある職員の出勤自粛を徹底する
- ・必要に応じた来庁者出入口の制限
- ・職員と来庁者の動線を分け、パーテーション等で区切られた区民窓口の設置などによる受付等により、職員と来庁者及び来庁者同士の感染予防に対応する
- ・来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請を行う
- ・発熱や咳・くしゃみ等の症状のある来庁者とそれ以外の来庁者の動線を分ける等により感染予防に対応する

エ 職員の健康管理

区は、新型インフルエンザ等の発生時においても、区民生活に必要な業務を継続していくため、職場内の感染拡大を防止しなければなりません。

そのため、職員は、次の事項を徹底し、積極的に感染予防を行います。

- ・対人距離の保持、手洗い、うがい、マスクの着用及び咳エチケットの励行
- ・人混みや繁華街への不要不急の外出自粛
- ・公共交通機関利用時のマスク着用又は可能な範囲での利用自粛
- ・急速な状況変化に備えたマスクの携行
- ・流行地域への不要不急の渡航延期
- ・出勤前の健康状態確認と体調不良時の医療機関受診

新型インフルエンザ等の症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行ったうえで、療養に専念し出勤を自粛することとします。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての注意事項等についてを通知していきます。

第3章 対策の基本項目

江東区行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑え、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保の7つの基本項目に分けて、具体的な対策を定めていきます。

1 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、江東区は東京都と連携してサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析し、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施することが求められています。また、未知の新感染症が発生した場合は、国がWHO等の国際機関と連携し構築したサーベイランス体制に基づき、対策を実施することとします。

海外で発生した段階から、国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られているため、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行っていきます。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替えていきます。

2 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、東京都、江東区、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要となります。

(1) 情報提供手段の確保

区民は、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、また、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮して、受取手に応じた情報提供のため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

(2) 区民・事業者

ア 平常時の普及啓発

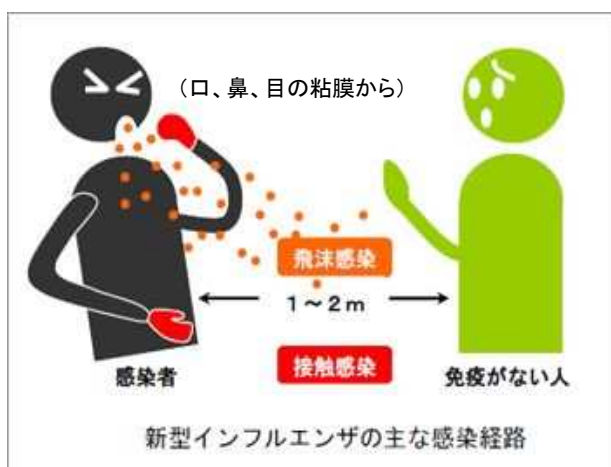
未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となります。また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷や感染が確認された地域への風評被害等が起きないように、新型インフルエンザ等には誰でもが患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要です。

このため、区報、ホームページ、CATV（東京ベイネットワーク株式会社）、FM放送

(レインボータウンエフエム放送株式会社)、チラシ、防災行政無線等を活用し、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、国、東京都や江東区からの情報に従って医療機関に受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を区民だけでなく、医療機関、事業者等を対象に図っていきます。特に、乳幼児、児童、生徒等に対しては、保育施設や学校は集団感染が発生するなど地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健所、保育施設所管部及び教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供することにより、発生時の施設の一時閉鎖についてあらかじめ理解を得ておくことが重要です。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は「飛沫感染(*1)」と「接触感染(*2)」であり、その予防には、手洗いや咳エチケットなどが有効な対策です。



*1 感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路

*2 皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触により感染する経路

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分配慮し、都内及び区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、東京都と連携して、報道機関の協力や、ホームページ等への掲載により、迅速に情報提供をしていきます。

また、発生段階や緊急事態宣言に応じて、区民や事業者等に予防策の徹底などを呼びかけていきます。

区内に在住又は滞在する外国人に対しては区の国際交流所管部や広報所管部、東京都及び国際交流協会等と協力して情報提供を行い、高齢者や障害者に対しては、わかりやすい説明で確実に周知していきます。

ウ 報道発表

江東区対策本部設置後は、各部の新型インフルエンザ等への対策に関する情報を、「江東区新型インフルエンザ等対策本部報」として一元的に管理していきます。

また、区全体の対応を分かりやすくするため、江東区ホームページにも本部報を再掲し、情報を集約します。

エ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際には誹謗中傷や風評被害が起こらないよう配慮します。また、公衆衛生上必要な情報については公表をしますが、公表する範囲については、東京都の公表範囲に基づき情報を迅速に提供し、公表する情報内容のレベルが都内でばらつき、混乱が起きないように配慮します。

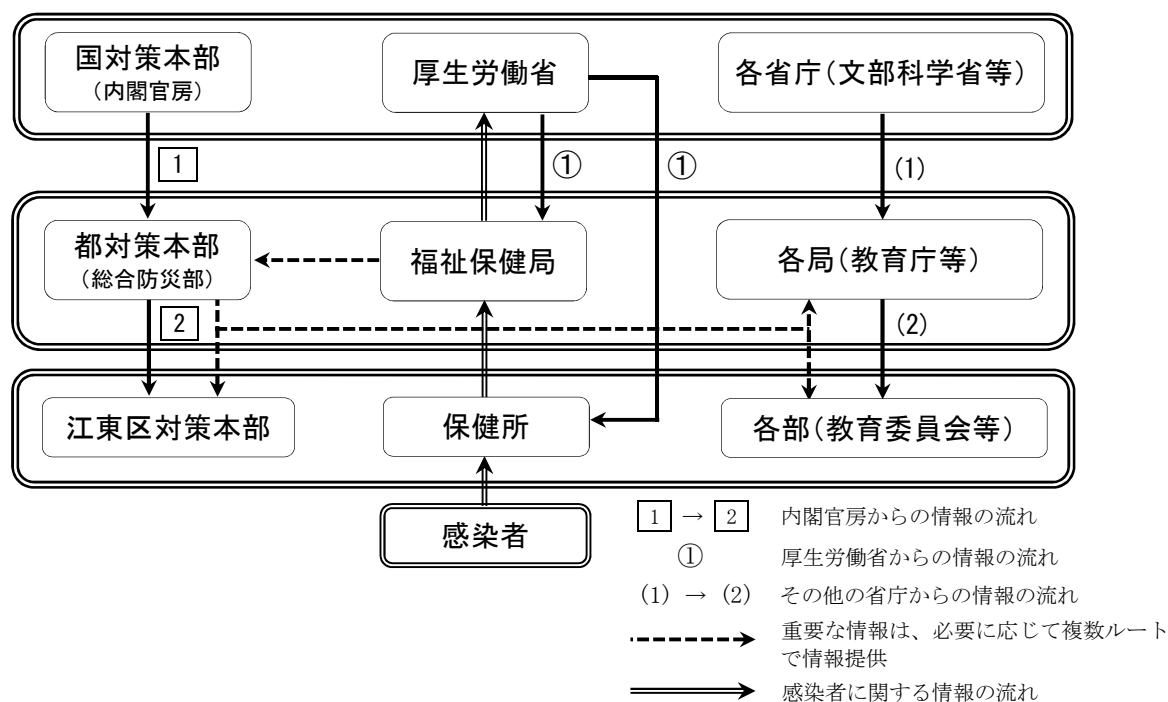
<発生時の個人情報等の公表範囲>

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地、学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

(3) 江東区

区は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患者等への支援など重要な役割を担います。特に、新型コロナウイルス等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごくわずかであっても、報道内容が刻々と変わり、区民の不安が非常に大きくなっていきます。このため、江東区は東京都から提供されるWHOや国からの情報を迅速かつ的確に受取り、区民に正確に伝えることが重要となります。そのためには、江東区は東京都の担当部門と平常時と同様のルートで情報の共有を行うこととします。

<新型コロナウイルス等に関する情報の流れ(国の通知等)>



(4) 医療機関等

平常時から、区医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を図り、新型コロナウイルス等発生時の情報提供体制の整備を進めていきます。また、感染症地域医療体制ブロック協議会(*1)等を活用して情報の共有を図りながら、感染症指定医療機関(*2)や感染症診療協力医療機関(*3)との緊急時情報連絡体制の整備を行います。

医療機関以外の関係機関に対しても、平常時から新型コロナウイルス等に関する情報提供や事業者向けの研修等の開催など対策を進めるための支援をしていきます。

新型コロナウイルス等発生時には、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などの情報を提供し、各団体での対応及び周知を依頼します。

-
- *1 感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を進めるため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会。
 - *2 感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した入院医療を行う医療機関。
 - *3 感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制があり、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む）。
-

3 区民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関わらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに、新型インフルエンザ相談センターを設置します。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健相談所の開庁時間は、各保健相談所に設置し、休日・夜間においても、東京都が提供する場所において保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応します。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応していきます。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとっていきます。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人が対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられます。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民や事業者に対し、集会等の自粛を呼びかけ、緊急事態宣言がされた場合は、東京都が行う施設の使用制限等の要請又は指示を受けて対応することを周知します。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスクの着用を呼びかけ、庁舎出入口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等について、実施方法の変更や延期又は中止の措置をとります。

これらの問い合わせへの対応は、担当部課が行うこととしますが、複数の問い合わせに一定程度は回答ができ、適切に問合せ先を案内できるよう、相談の多い問い合わせ窓口一覧等を作成し、江東区のホームページ等に公表をします。また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、江東区ホームページに情報を再掲して集約するなど、重要な情報発信は複数で行い、利用者への周知を図っていきます。

さらに、各部課に寄せられた区民からの相談情報を、江東区対策本部で情報共有し、必要な対策を行っていきます。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで態勢の整備を図るために時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼します。具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催し物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ

て、発生段階ごとに実施していきます。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催する催しにおける感染予防策について率先して実施するとともに、都からの協力依頼がある対策について、対応していきます。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面のあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に考慮して、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行っていきます。なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行ったときは、都知事が特措法第 45 条に基づき、施設を管理する者又は催し物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示することとなっており、区はこれを受け対策に協力します。

＜特措法に基づく都知事の要請・指示＞

○感染拡大防止策の協力依頼（特措法第 24 条）

- ①都民及び事業者への感染予防の呼びかけ
- ②都の施設及び催し物における感染拡大防止策を実施
- ③都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取り組みを依頼
- ④事業者感染拡大防止策への協力を依頼

○緊急事態宣言時の対応（特措法第 45 条）

- ⑤施設を管理する者又は催し物を開催する者に対し、施設の使用又は催し物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥正当な理由なく、⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 水際対策

平常時には、羽田空港においては、厚生労働省東京検疫所東京空港検疫所支所が設けている連絡会に、東京都福祉保健局、警視庁及び病院経営本部が参加して、情報共有や訓練を実施しています。また、東京港においては、厚生労働省東京検疫所が設けている連絡会に、東京都福祉保健局、東京都港湾局、警視庁及び病院経営本部が参加して、情報共有や訓練を実施しています。

発生時には、国が空港及び港で検疫を行い、発生国からの帰国者等に感染が確認された場合は隔離措置が、患者の濃厚接触者等には停留措置が実施されます。また、東京港での検疫は、都が港湾管理者として東京検疫所や海上保安部と調整して着岸する埠頭を決定します。東京港関係者に検疫所から情報が提供された場合、埠頭外への感染者の流出を防止するため、出入管理を強化します。

海外渡航者向けには、パスポート申請窓口等において、国の感染に関する注意情報等を掲示し、注意喚起を行います。

(2) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するよう促し、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼びかけていきます。

国内発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行います。

(3) 学校等における対応

ア 区立学校

発生時には、学校医や保健所との連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を実施します。

新型インフルエンザ等の疑い又は患っていると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めます。

集団発生が見られた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康確認、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を行います。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無に関わらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を実施します。

さらに、感染が拡大し区内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を考慮し、必要に応じ、すべての区立学校の閉鎖についても検討を進めます。

イ 私立学校等

江東区は東京都と連携し、学校施設者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起するとともに、東京都から、必要に応じて臨時休業などの措置を取るよう要請された場合の対応について周知し、要請がされた場合は応じるよう依頼します。

○臨時休業措置が必要な場合

- ・患者との接触者が関係する地域の学校に対して、まん延のおそれがある場合
- ・さらに感染が拡大し、都内で大流行した場合

ウ 社会福祉施設等

江東区は、各施設設置者に対し、東京都からの新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、東京都からの臨時休業などの措置の要請があることを周知し、要請に応じるよう依頼します。

(4) 施設の使用及び催物の開催の制限

ア 事業者

事業者は、東京都から従業員の感染予防策の励行などの健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催し物における感染拡大防止策や自粛の呼びかけ、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力依頼を受け、対応します。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行われます。

江東区は、平常時から、これらの発生時に実施する感染拡大防止策について、東京都と連携して、あらかじめ、区民や事業者に対して協力を求めることを周知していきます。

発生時には、東京都と連携して海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供を行い、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、区民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼びかけていきます。

緊急事態宣言が行われた場合は、特措法に基づき政令の範囲内で、都知事より区民に向けて、外出自粛の要請があることや、最も強い感染拡大防止策として、施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて、周知を重ね事前に理解を求めていきます。

イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにして、広く周知します。

行政手続きなど申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう工夫をします。さらに、郵便等を積極的に利用し、対面機会を減らすよう努めます。また、関連団体、委託業者等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼します。

<区の休止事業(施設)等>

区分	主な休止事業等	所管部局
閉鎖する施設	○男女共同参画推進センター	総務部
	○地区集会所	地域振興部
	○産業会館、商工情報センター	地域振興部
	○文化センター、江東公会堂、その他文化観光施設	地域振興部
	○スポーツ施設	地域振興部
	○青少年交流プラザ	地域振興部
	○福祉施設	福祉部、障害者福祉部
	○地域交流センター（東砂）	生活支援部
	○健康センター	健康部
	○児童館、子ども家庭支援センター	こども未来部
	○保育施設	こども未来部
	○環境学習情報館	環境清掃部
	○シルバーピア団らん室、区営住宅集会所	都市整備部
	○乗船場等の出入りできる施設	土木部
	○釣場、ボート場、キャンプ場、区民農園、貸自転車、緑のリサイクル施設	土木部
	○幼稚園、小・中学校、郊外施設	教育委員会事務局
	○ブリッジスクール、教育委員会事務局東大島分室	教育委員会事務局
	○江東きつずクラブ	教育委員会事務局
○教育センター研修棟	教育委員会事務局	
○図書館、枝川図書サービスコーナー	教育委員会事務局	
イベント等	○区民まつり、江東花火大会	地域振興部
	○区民体育大会、シーサイドマラソン	地域振興部
	○成人式	地域振興部
	○その他の周年行事等のイベント	各所管部局
	○各種講演会、講座、研修会等の事業	各所管部局
その他の休止業務	○各施設貸館、貸室業務	各所管部局
	○統計調査事務	地域振興部
	○連合町会各行事	地域振興部
	○各審議会、審査会等	各所管部局
	○税申告業務、訪問徴収業務	区民部
	○一部の在宅福祉サービス	福祉部
	○介護保険料訪問徴収業務	福祉部
	○国民健康保険料訪問徴収業務	生活支援部
	○緊急一時保育、病後児保育、非定型一時保育	こども未来部
	○各種工事等	各所管部局

5 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながります。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期の異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載しました。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種の対象となる者は次のとおりです。

○「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

○新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象者となり得る者は国を実施主体として、また、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる江東区職員については、江東区を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

住民接種については、江東区が実施主体となって、原則として集団的接種を実施することとなります。そのため、江東区では、区医師会等の医療関係団体、事業者、学校関係者等と連携協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や体制の確立、接種の場所、対象者数・ワクチン必要量の算出、接種に必要な資器材の確保、接種の通知・予約等の接種の具体的な実施方法について検討を進めます。また、東京都が特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うために必要があると認めたときに、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行った場合、医療関係者はその要請又は指示に対しての対応を実施します。

江東区は、未発生期から住民接種の円滑な実施のために、厚生労働省や東京都の技術的な支援を受け、あらかじめ区市町村間及び都道府県間等で広域的な協定の締結等により、江東区以外の区市町村等における接種が可能になるように努めていきます。

<住民接種の体制>

状 態	緊急事態宣言発令あり	緊急事態宣言発令なし
対象者	全区民	
特措法上の位置付け	第 46 条	なし
予防接種法上の位置付け	第 6 条第 1 項	第 6 条第 3 項
種類	臨時の予防接種	新臨時接種
接種の努力義務	あり	なし
自己負担	なし	あり *低所得者に対する減免措置は可
実施主体・方法	江東区・原則として集団的接種	

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療はもっとも重要な対策となります。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定されます。

医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染したときに必要な医療を受けることができなくなります。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要があります。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策が最も有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行います。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間ができます。

新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、新型インフルエンザ相談センターを通じて受診調整をした新型インフルエンザ専門外来で診察します。専門外来で採取した患者の検体は保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われます。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられます。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行います。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度に関わらず感染症指定医療機関への入院勧告を行います。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行います。なお、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性を否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを考慮し、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止策を検討しておきます。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行うすべての医療機関で担うこととなります。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行うすべての一般入院医療機関において受け入れることとなります。江東区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について、区民をはじめ関係機関に周知を行います。

<発生段階ごとの医療提供体制>

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療提供体制	外来		新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査*実施) 陽性(+) 陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定医療機関	一般医療機関への入院又は自宅療養		・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用			

*このウイルス検査は、新型インフルエンザ専門外来で採取した検体を保健所が受領し専門検査機関に依頼して検査するものであり、一般外来で行うインフルエンザ迅速検査とは異なる。

(3) 医療等の実施の要請等

東京都は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認める時は、特措法第31条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができます。江東区は、東京都や区医師会等の医療関係団体等と連携して、地域全体で医療体制が確保されるよう必要な協力を行っていきます。

(4) 臨時の医療施設等

東京都は新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供します。江東区は、東京都や区医師会等の医療関係機関等と連携し、必要な協力を行います。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くといわれているように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるように、東京都、江東区、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には相互に協力し、この危機を乗り越えることが重要となります。

(1) 区民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援するとともに、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給についての要請を行います。また、食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、要請を行います。

区民に対しても、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、買い占めを行うことのないよう、平常時からあらかじめ各世帯

で2週間程度の食料品や生活必需品の準備をするよう、周知をします。

<個人・家庭で備蓄しておいたほうがよいもの(例)>

1. 食料品（長期保存可能な物）	
(1) 主食類	米（精米・無洗米・レトルト・アルファ米）、小麦粉、パン、もち、乾麺（そば・うどん・そうめん等）、即席麺、カップ麺、乾パン、パンの缶詰、シリアル、粉ミルク等（高齢者にはやわらかくて食べやすいおかゆのレトルトパックや介護食等を用意）
(2) その他	缶詰（主菜・副菜・トマト水煮等の野菜・ミートソース等・果物等）、レトルト食品、フリーズドライ食品、冷凍食品、梅干し、乾物（鰹節・乾燥わかめ・乾燥ひじき等）、インスタントみそ汁、即席スープ、調味料（塩・みそ・しょうゆ・酢・砂糖・食用油等）、嗜好品（お茶・コーヒー・ココア等）、菓子類（チョコレート・ビスケット・飴等）、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料等
2. 日用品・医薬品	
(1) 常備品	体温計、常備薬（胃薬・痛み止め・その他持病の処方薬）、ばんそうこう、ガーゼ・コットン、解熱鎮痛剤（アセトアミノフェン等）等 ※薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入の時に、医師・薬剤師に確認してください
(2) 新型インフルエンザ等対策の物品	不織布製マスク（どうしても外出しなければならぬ場合一人当たり25枚が目安）、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭等の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコール等

イ 高齢者等への支援

江東区は、高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するように呼びかけるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう、要請し、協力していきます。また、外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に合った町会等地域住民やボランティア等に協力を依頼します。

ウ ごみの排出抑制

江東区は、平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの回収回数や処理について状況を把握し、東京都と協力して、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を依頼します。

エ 行政手続き上の申請期限の延長

特措法第57条により、新型インフルエンザ等の発生時において、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となりました。また、都条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて国と同様の措置を実施することとされました。これらの特例措置が実施された場合は、国の政令、都条例等を迅速にわかりやすく周知するとともに、江東区においても必要に応じて同様の措置を実施します。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護に配慮するとともに、遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に依頼をします。また、感染状況に応じて集会の自粛の要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や区民の理解を得るよう周知をしていきます。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排せつ物からの感染を予防する

ため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族へ理解を得るように努めます。

江東区で発行する「死体火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにします。「死体火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第 56 条の規定に基づき「死亡診断書」「死体検案書」等により、迅速に火葬する特例措置を実施します。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、遺体収容所に搬送し、迅速に埋火葬を行います。

(3) 事業者への支援

新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置し、また、政府系金融機関や東京都において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が行われた場合は、迅速に事業者への周知を行います。

事業者の感染予防策として、江東区が実施している各種許認可等の対面業務については、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、業務を縮小し工夫をしながら実施します。

さらに、個人の場合と同様に、許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、必要に応じて適切に対応をしていきます。

《緊急事態宣言時の措置》

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言(*1)を行ったときは江東区対策本部を設置し、都内を対象区域とした場合には、国の基本的対処方針(*2)、東京都行動計画及び江東区行動計画に基づき、以下の措置を実施します。

江東区の区域における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために必要がある場合は、東京都に対して、特措法第 40 条に基づく応援を求めます。加えて、江東区が緊急事態宣言時の措置を実施するために必要があると認めるときには、特措法第 39 条に基づく他の市町村に対する応援要求の規定の活用を検討します。

さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、特措法第 38 条に基づき、東京都に対し事務の代行を要請します。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止します。

*1 緊急事態宣言 (特措法第 32 条)

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認める時に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

*2 基本的対処方針 (特措法第 18 条)

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定するもの。

1 感染防止対策

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

東京都は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 (平成 25 年政令 122 号。以下「政令」という。) 第 11 条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定をします。

江東区は、東京都からの使用等の制限の要請がされたときは、迅速に区民及び事業者に周知するとともに、区の施設や区の事業・イベント等についての対応について検討し、対策を実行します。

＜施設の区分＞

○区分 1 の施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 東京都が特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校 (区分 3 の施設のウに掲げるものを除く)

イ 保育所、介護老人施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る)

○区分2の施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 東京都が特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等

○区分3の施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ 東京都が特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合は、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

*ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことのできない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1,000㎡を超えないものうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 措置の内容

都知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催し物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを考え、適時適切に選択し要請します。

○施設の使用の停止（特措法第45条）

○感染防止のための入場者の整理（政令第12条）

○発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）

○手指の消毒設備の設置（政令第12条）

○施設の消毒（政令第12条）

○マスクの着用など感染予防策の入場者への周知（政令第12条）

○その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 実施方法

ア 区民

東京都は特措法第45条に基づき、区民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定め、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出は自粛することや基本的な感染予防策の徹底の要請を行います。江東区は、区民に要請を受けた対策を実施するよう周知します。

イ 区分1の施設

都知事は特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定めのある施設に限る。）に対して、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。この要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民の生命・健康の保護及び区民生活・経済活動の混乱を回避させる必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。また、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

ウ 区分3の施設

都知事は特措法第24条に基づき、学校、保育所等以外の施設についても、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。

特措法第24条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第11条に定めのある施設に限る。）に対し、特措法第45条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行います。特措法第45条の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、区民の生命・健康の保護及び区民生活・経済活動の混乱を回避させる必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。また、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

エ 江東区の対応

緊急事態宣言が発令された場合、江東区の施設・事業等についても使用の制限や開催の制限の要請がされます。そのため、平常時より各所管で緊急事態宣言が発令された場合の措置についてを十分理解し、区民や事業者に対しての十分な周知を行っていきます。

行政手続きについては、郵便を活用する等の対面機会を最小限にするための工夫をしながら、窓口対応時の感染を最小限にするために必要な措置を行います。

2 予防接種

江東区は、国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対して、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施します。

3 医療

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を行います。

江東区は、国や東京都と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都知事の設置する臨時の医療施設における医療の提供に協力していきます。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖をしていきます。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため

に必要な措置を開始します。また、登録事業者は、医療の提供及び区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取り組みを行います。なお、指定（地方）公共機関から江東区に対して、新型インフルエンザ等対策を実施するための応援を求められたときは、必要な応援を行います。

(1) 生活関連物資の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関連事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各種相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を、江東区対策本部で情報共有し、必要な対策を実施します。

さらに、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、江東区行動計画で定めるところにより、適切な措置を行います。

(2) サービス水準に関する区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に関する状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービスの提供水準が相当程度低下する可能性があることへの理解と協力を呼びかけます。

(3) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

新型インフルエンザ等の発生時には、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を関連事業者等と連携して行います。

(4) 埋火葬の特例等

東京都から江東区に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請があったときは、対応を行います。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努めます。

さらに、遺体の火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

(5) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に関する満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に関する免責に関する措置等の特別措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応をします。

(6) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応をします。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、国、東京都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築を準備する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民に情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・ 区は、季節性インフルエンザ流行に対するサーベイランスを実施する。
- ・ あらかじめ東京都から示される新型インフルエンザの発生時のサーベイランスについて実施方法を確認しておく。

- 平常時（新型インフルエンザ発生前）から実施するサーベイランス
 - ① インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）
 - ② 病原体サーベイランス（ウイルスサーベイランス）
 - ③ 東京感染症アラート
 - ④ インフルエンザ様疾患発生報告（学校等臨時休業、社会福祉施設等集団発生）
 - ⑤ インフルエンザ入院サーベイランス
 - ⑥ クラスタサーベイランス（集団発生時のウイルス検査）
- 臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス
 - ① 東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

イ 情報収集

- ・ 区は、新型インフルエンザ等の発生状況について、WHO、国、東京都などからの情報収集に努める。

(2) 情報提供・共有

ア 区民への情報提供

- ・区は、新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。
- ・区は、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

○必要な情報は、区報、区ホームページ、チラシ、CATV、FM放送などの広報媒体のほか、防災行政無線、こうとう安全安心メール、一斉情報配信システム、防災関連ツイッターなど、災害情報伝達手法も活用し提供する。

○以下のような情報を提供する。

- ①新型インフルエンザ等に関する症状等（予測）に関する情報
- ②外出時及び家庭（事業所）内における感染予防策
- ③外出時及び家庭における必要な対応準備（マスクや食料品・日用品備蓄の推奨）
- ④発生段階に応じた区の体制の周知
- ⑤区役所業務に関する区の相談・問い合わせ先
- ⑥その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項

イ 情報共有

- ・区は、医療機関等の関係機関に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、江東区行動計画への理解と協力を求める。

○医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関に対する連絡体制を構築する。

○学校保健安全法に基づき、学校医や管轄保健所等との連携を図る。

(3) 区民相談

- ・区は、新型インフルエンザ等に対する区民の健康不安等を解消するため、区民からの相談に対応する。

○区民からの新型インフルエンザ等に関する相談、問い合わせなど健康不安に関する内容については、保健所及び保健相談所に対応する。

○健康相談以外の区の業務状況等に関する問い合わせについては、業務担当各課が行う。

○海外発生期に東京都の要請で設置する新型インフルエンザ相談センターの開設の準備を行う。

(4) 感染拡大防止

- ・区は、標準的な感染拡大防止策について、区民へ周知を図る。
- ・区は、新型インフルエンザ等の感染拡大防止のための資器材の備蓄を行う。

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な感染予防策について、周知啓発を図る。
- 新型インフルエンザ等発生時の医療相談、受診方法について周知を行う。
- 感染拡大防止のための資器材の備蓄を行う。
 - ①速乾性擦式消毒用アルコール【区施設出入口・窓口用】
 - ②不織布製マスク（こども用含む）【マスク不足に備えた備蓄】
 - ③非接触式体温計【来庁者等の検温用】
 - ④感染防止衣【区施設出入口での訪問者確認職員の感染防止用】

(5) 予防接種

ア 住民接種

- ・区は、国、東京都と連携し、特措法第46条又は感染症法第6条第3項に基づく、区民に対する新型インフルエンザ等の予防接種体制を構築する。

- あらかじめ国から示される住民接種実施要領に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し予防接種の実施方法を検討する。
- 予防接種の手順、会場、器材、ワクチン需要量などについて事前に調査、検討する。

イ 特定接種

- ・区は、あらかじめ国から示される特定接種に関する実施要領等に基づき、新型インフルエンザ等対策に携わる区職員の予防接種体制を構築する。

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

- ・区は、新型インフルエンザ等の発生に備え、区内の医療提供体制の整備等を促進する。

- 保健所、医療機関及び医師会等関係機関により構成される感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用し、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受入れにおける連携等、区内の医療体制の整備を促進する。
- 区内の医療機能維持の観点から、がん医療、透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を、東京都とともに検討する。
- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、応急的な超過収容や臨時の医療施設等でスペースを確保し、備蓄ベッドなどを用いて医療を提供することについて、東京都とともに検討する。

イ 新型インフルエンザ専門外来

- ・区は、東京都が指定した、新型インフルエンザ専門外来を担う区内の感染症診療協力医療機関に対し必要な支援を行う。

○新型インフルエンザ専門外来では、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う。

ウ 一般医療機関等

- ・区は、内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザ等の診療を行う区内の一般医療機関等に対し、院内感染防止の体制整備、個人防護服(*) (PPE) など医療資器材の備蓄、業務継続計画 (BCP) の作成等、医療体制の確保をするよう周知する。

*個人防護服 (PPE : Personal Protective Equipment)

ガウン、手袋、マスク、キャップ、エプロン、シューカバー、フェイスシールド、ゴーグルなど、感染を予防するための医療従事者の感染予防用具

エ 医薬品・医療資器材の確保等

- ・区は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他物資及び資材の備蓄を行う。

○都内発生早期に患者や濃厚接触者への調査等、感染拡大防止対策に従事する職員等が使用する抗インフルエンザウイルス薬等の医療資器材を、都と連携して必要な量を確保する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- ・区は、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者を把握し、要配慮者の生活支援 (見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等) の方法について検討する。

○社会福祉施設等、介護事業者等に対し、新型インフルエンザ等発生に備えた事業継続計画作成と特定接種登録事業者の登録を勧奨する。

○東京都からの要請に基づき、一時的な遺体安置施設の検討を行う。

2 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生しているが、国内では患者が発生していない状態

<目的>

- 新型インフルエンザ等の都内侵入をできる限り遅らせ、都内発生の遅延に努める。
- 区内での新型インフルエンザ等の早期発見と体制整備を行う。

<対策の考え方>

- 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性、感染力が高い場合を想定して対応する。
- 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 患者を早期に発見できるように、サーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 海外での発生状況について注意喚起をするとともに、区内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、区民に準備を促す。
- 医療機関等への情報提供、住民接種の準備、区民生活及び経済活動の安定のための準備等、区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・区は、平常時において実施しているサーベイランスを引き続き実施する。発生時は臨時的にサーベイランスを追加し強化する。

○東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する新型インフルエンザが疑われる患者の全数をウイルス検査するとともに、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施する。

イ 情報収集

- ・区は、新型インフルエンザ等の発生状況について、WHO、国、東京都などからの情報収集に努める。

○主な情報収集項目

- ①新型インフルエンザ等の発生（感染拡大）状況
- ②抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンに関する情報
- ③流行地域からの帰国者等の情報
- ④国内発生の切迫性
- ⑤関係機関・事業所等の動向（連携・協力）
- ⑥国及び東京都の動向（対応方針）
- ⑦その他、新型インフルエンザ等対策に必要な事項

(2) 情報提供・共有

ア 区民への情報提供

- ・区は、新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した情報提供を行う。

- 区の広報媒体や災害情報伝達手法を活用し、発生地域の状況等最新情報の提供を行う。区ホームページでは、トップページに新型インフルエンザ等に関する情報を掲載する。
- 以下のような情報を提供する。
 - ①新型インフルエンザ等の海外での発生状況や症状等に関する情報
 - ②外出時及び家庭（事業所）内における感染予防策
 - ③外出時及び家庭における必要な対応準備（マスク着用や食料品・日用品備蓄の推奨）
 - ④発熱や感染予防に関する相談・問い合わせ
 - ⑤流行地域への不要不急の渡航延期の徹底
 - ⑥海外発生に伴う区の対応状況
 - ⑦国内（区内）発生した場合の区役所業務の縮小や中止、施設の臨時休業等に関する事前周知と、区役所業務に関する相談・問い合わせ
 - ⑧その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項
- 個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること）等についての区民周知を強化する。
- 都内発生以降、区内事業者に感染拡大防止策の協力を求めることがあることを周知する。国が、東京都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や、催し物の開催制限の要請等もあり得ることを周知する。
- 高齢者や障害者等に対しては、確実に新型インフルエンザ等に関する情報が届くよう、様々な媒体により情報提供を行う。

イ 情報共有

- ・区は、新型インフルエンザ等の発生状況や症状などの最新の情報について、医療機関等の関係機関と速やかに情報を共有する。

(3) 区民相談

- ・区は、東京都の要請に基づき、各保健相談所に新型インフルエンザ相談センターを開設する。
- ・夜間・休日においても、都内保健所が共同で相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。

- 新型インフルエンザ相談センターでは、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般の相談に対応する。
- 区民に対し、新型インフルエンザ相談センターの業務内容の周知を徹底する。
- 夜間・休日においては、都内保健所共同の相談センターを設置し、当初は各保健所から派遣された職員が輪番で対応する。
- 夜間・休日の相談センターについては、準備が整い次第、東京都が民間のコールセンターに業務委託するが、専門外来の案内については各保健所職員が対応する。
- 健康相談以外の、区の業務状況等に関する問い合わせについては、引き続き業務担当各課が行う。

(4) 感染拡大防止

ア 感染拡大防止策の準備

- ・区は、区民に感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等の予防策等の徹底を呼びかける。
- ・区立の学校、保育施設、福祉施設等については、区内で新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 保健所は、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症者への対応指導等）の準備を進める。
- 区内の学校、保育施設、福祉施設等に対して、感染予防策の徹底を求める。
- 区立の学校、保育施設、福祉施設等は、国の基本的対処方針や東京都の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の対応手順や臨時休業の基準を検討する。

イ 水際対策

- ・区は、海外からの新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、国、東京都の水際対策に協力する。

- 保健所は、国の基本的対処方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し健康観察を行う。

(5) 予防接種

ア 住民接種

- ・区は、国、東京都と連携し、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、区民に対する新型インフルエンザ等の予防接種の準備を開始する。

○区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

○区の施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

イ 特定接種

- ・区は、国の接種決定を受け、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に携わる区職員の予防接種を実施する。

(6) 医療

- ・区は、東京都と連携し、区内の感染症診療協力医療機関での新型インフルエンザ専門外来の開設を支援する。
- ・区は、東京感染症アラートに従い、新型インフルエンザ専門外来から、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を移送する。
- ・ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、区は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

○新型インフルエンザ専門外来の受診は、新型インフルエンザ相談センターからの案内に限定するため、専門外来の開設場所を非公開とする。

○検体移送、勧告入院や感染症指定医療機関の移送は、保健所が行う。

○勧告入院や患者の移送に対応する感染症指定医療機関、搬送事業者、保健所に対して、東京都から配布される個人防護具などの医療資器材を配布する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- ・区は、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者の把握と、要配慮者生活支援の準備を行う。
- ・区は、東京都と連携し、食料品、生活物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な行動を呼びかける。

○要配慮者及び社会福祉施設等に向けて、新型インフルエンザ等の発生と標準的な感染予防策の周知を行う。

○介護事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生によって影響を受ける利用者の確認を依頼する。

3 国内発生早期

<国内発生早期>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態(都内未発生))

<目的>

- 都内での発生に備えた区の体制整備を行う

<対策の考え方>

- 都内での発生に備え、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・区は、平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時のサーベイランスを実施する。

イ 情報収集

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況について、WHO、国、東京都、新型インフルエンザ等の発生があった自治体などから情報収集に努める。

○主な情報収集項目

- ①国内の感染者発生状況
- ②抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンに関する情報(配布計画等)
- ③国及び東京都の動向(対応方針)
- ④新型インフルエンザ等に対応する医療機関の情報
- ⑤国立学校、都立学校の休業状況
- ⑥公共交通機関、ライフライン事業者の活動状況
- ⑦各企業等の事業継続(縮小)計画
- ⑧その他、新型インフルエンザ等対策に必要な事項

(2) 情報提供・共有

ア 区民への情報提供

- ・区は、国内の新型インフルエンザ等発生状況等を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した広報を行う。

- 区の広報媒体や災害情報伝達手法を活用し、発生地域の状況等最新情報の提供を行う。区ホームページでは、トップページに新型インフルエンザ等に関する情報を掲載する。
- 以下のような情報を提供する。
 - ①新型インフルエンザ等の国内発生状況や症状等に関する情報
 - ②家庭（事業所）内における感染予防策
 - ③外出時のマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ
 - ④発熱や感染予防に関する相談・問い合わせ先
 - ⑤区内発生した場合の区役所業務の縮小や中止、施設の臨時休業等に関する予告
 - ⑥その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項
- 高齢者や障害者等に対しては、確実に新型インフルエンザ等に関する情報が届くように、様々な媒体により情報提供を行う。

イ 情報共有

- ・区は、新型インフルエンザ等の発生状況や症状などの最新の情報について、医療機関等の関係機関と速やかに情報を共有する。

(3) 区民相談

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- 区民からの問い合わせの増加を考慮し、必要に応じて電話相談窓口を区役所内に設置する。
- 健康相談以外の区の業務実施状況等に関する問い合わせについては、江東区行動計画を踏まえ、業務担当各課が行う。

(4) 感染拡大防止

ア 感染拡大防止策の準備

- ・区は、引き続き、区民に感染予防策の周知を図る。
- ・区立の学校、保育施設、福祉施設等については、区内で新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 保健所は、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- 区内の学校、保育施設、福祉施設等に対して、感染予防策の徹底を求める。
- 区立の学校、保育施設、福祉施設等は、国の基本的対処方針や東京都の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の対応手順や臨時休業の基準を検討する。
- 区民に呼びかける主な感染拡大防止策
 - ①マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な感染予防策の徹底
 - ②人混みや繁華街への不要不急の外出自粛依頼
 - ③不要不急の医療機関受診自粛依頼
 - ④時差出勤や自転車、徒歩等による通勤の依頼
 - ⑤集会、スポーツ大会等の開催自粛依頼
 - ⑥事業者に対する事業継続計画の発動依頼
 - ⑦不特定多数の集まる集客施設の事業や興業の自粛の依頼
 - ⑧区内交通機関事業者に対する乗車制限等の依頼
 - ⑨発熱等の症状がある場合の来庁自粛の依頼
 - ⑩来庁時の庁舎内でのマスク着用の依頼
 - ⑪その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項
- 区内の学校、保育施設、福祉施設等に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼びかける。

イ 水際対策

- ・区は、発生地域への渡航自粛について、風評被害を引き起こさないよう注意しながら、区民に呼びかける。

(5) 予防接種

ア 住民接種

- ・区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。
- ・緊急事態宣言が行われている場合は、区において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

イ 特定接種

- ・区は、引き続き新型インフルエンザ等対策に携わる区職員の予防接種を継続する。

(6) 医療

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターを通じた、新型インフルエンザ専門外来の案内を行う。

○新型インフルエンザ専門外来では、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、引き続き受け入れる。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- ・区は、東京都の要請を受けて、在宅の高齢者や障害者等の要配慮者支援や、ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。
- ・区は、引き続き、東京都と連携し、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、適切な行動を呼びかける。

○把握している要配慮者に対し、継続した介護サービスの提供など生活支援の準備を行う。

○介護事業者等に対し、食料等の備蓄、人員の確保など、新型インフルエンザ等の都内発生に備えて、事業を継続するための体制確保を要請する。

○都内発生に備えて、区民にごみの排出抑制の周知を行う。

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学検査で追うことができる状態

<目的>

- 区内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 区内の患者発生の有無に関わらず、適切に切り替える。
- 流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。
- 都内を対象区域として緊急事態宣言が行われた場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 都内感染期への移行に備えて、区民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時のサーベイランスを実施する。

イ 情報収集

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況について、WHO、国、東京都、新型インフルエンザ等の発生があった自治体などから情報収集に努める。

○主な情報収集項目

- ①国内及び都内の感染者発生状況
- ②国及び東京都の動向（対応方針）
- ③国及び東京都からの要請内容
- ④都内発生早期の保健医療体制
- ⑤国立学校、都立学校の休業状況
- ⑥公共交通機関、ライフライン事業者の活動状況
- ⑦各企業等の事業継続（縮小）計画
- ⑧その他、新型インフルエンザ等対策に必要な事項

(2) 情報提供・共有

ア 区民への情報提供

- ・区は、区民に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

- 区の広報媒体や災害情報伝達手法を活用し、発生地域の状況等最新情報の提供を行う。区ホームページでは、トップページに新型インフルエンザ等に関する情報を掲載する。
- 以下のような情報を提供する。
 - ①新型インフルエンザ等の国内発生及び都内（区内）発生状況や症状等に関する情報
 - ②家庭（事業所）内における感染予防策
 - ③外出時のマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ
 - ④発熱や感染予防に関する相談・問い合わせ先
 - ⑤区内発生した場合の区役所業務の縮小や中止、施設の臨時休業等に関する予告
 - ⑥その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項
- 高齢者や障害者等に対しては、確実に新型インフルエンザ等に関する情報が届くように、様々な媒体により情報提供を行う。

イ 情報共有

- ・区は、新型インフルエンザ等の発生状況や症状などの最新の情報について、医療機関等の関係機関と速やかに情報を共有する。

(3) 区民相談

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民からの保健医療に関する一般相談に対応する。

- 区民からの問い合わせの増加を考慮し、必要に応じて電話窓口を区役所内に設置する。
- 健康相談以外の区の業務実施状況等に関する問い合わせについては、江東区行動計画を踏まえ、業務担当各課が行う。

(4) 感染拡大防止

ア 感染拡大防止策

- ・区は、区民、事業者、在勤者など、区内のすべての人に対し、感染拡大防止策の実施を呼びかける。
- ・区は、感染リスクの高い施設（特措法施行令第11条）に対し、感染拡大防止策の実施を求める。

- ・区役所窓口、区施設、区の実施事業においても、感染拡大防止策を実施する。

○区民に呼びかける主な感染拡大防止策

- ①マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な感染予防策の徹底
- ②人混みや繁華街への不要不急の外出自粛の徹底
- ③不要不急の医療機関受診自粛の徹底
- ④時差出勤や自転車、徒歩等による通勤の徹底
- ⑤集会、スポーツ大会等の開催自粛の徹底
- ⑥不特定多数の集まる集客施設の事業や興業の自粛徹底
- ⑦事業者に対する事業継続計画の適用
- ⑧区内交通機関事業者に対する乗車制限等の徹底
- ⑨発熱等の症状がある従業員の健康管理・受診勧奨
- ⑩来庁時の庁舎内でのマスクの着用
- ⑪その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項

○感染リスクの高い施設（学校、保育施設、通所又は短期入所の社会福祉施設等）に対し、国の基本的対処方針等や発生状況を踏まえ、発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業などの感染拡大防止策の実施を要請する。

○あらかじめ定めた区の業務対応マニュアルに従い、各課の感染拡大防止策を実施する。

○区の外郭団体、指定管理者及び業務委託により運営する施設等においても、区と同様の感染拡大防止策を実施する。

イ 患者発生時の感染拡大防止策

- ・区内で新型インフルエンザ等患者が発生した場合、区は、濃厚接触者対策、学校の臨時休業などの感染拡大防止策を行う。

○東京都と緊密に連携し、保健所は、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族、同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。

○患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、感染拡大のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各施設設置者に対して要請する。

○区立学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など、感染拡大防止に努める。

○集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒等への健康観察、臨時休業などの措置を実施する。

○近隣の学校で流行が確認された場合は、学校内での発生の有無に関わらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を実施する。

ウ 水際対策

- ・区は、引き続き、発生地域への渡航自粛を区民に呼びかける。

(5) 予防接種

ア 住民接種

- ・区は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。
- ・緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を行う。

イ 特定接種

- ・区は、引き続き新型インフルエンザ等対策に携わる区職員の予防接種を継続する。

(6) 医療

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターを通じた、新型インフルエンザ専門外来の案内を行う。
- ・保健所は、入院勧告した患者を、感染症指定医療機関の感染症病床に移送する。

- 新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を引き続き受け入れる。
- 患者の増加に備え、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受入等において、感染症地域医療体制ブロック協議会において事前に策定した地域医療確保計画に基づき、広域的に連携を図るよう医療機関に要請する。
- 保健所は、入院勧告した際には、発生した新型インフルエンザ等の感染症や病原性、患者の症状や全身状態などを考慮し、東京消防庁又は民間搬送事業者に依頼して感染症指定医療機関に移送する。ただし、東京消防庁に移送を依頼する場合は、東京都福祉保健局が東京消防庁と調整する。
- 新感染症の場合、患者の感染症指定医療機関への移送は、「感染症患者移送専用車両の運行等に関する協定」に基づき、原則として東京都福祉保健局が東京消防庁に依頼して感染症患者移送専用車両により行う。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- ・区は、引き続き、在宅の高齢者や障害者等の要配慮者支援や、ごみ処理等について、都内感染期に備えた準備を行う。
- ・区は、東京都と連携し、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、適切な行動を呼びかける。
- ・新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合には、区は、東京都の要請に基づき、遺体の安置等の対応を行う。

- 把握している要配慮者に対し、継続した介護サービスの提供などの生活支援の準備を行う。
- 介護事業者等に対し、食料等の備蓄、人員の確保など新型インフルエンザ等の都内感染期に備えて、事業を継続するための体制確保を要請する。
- 都内感染期に備えて、区民にごみの排出抑制の周知を行う。
- 東京都の要請に基づき、遺体の一時収容所の選定、遺体収容所の設置及び運用準備を行う。

5 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 医療提供体制を維持する。
- 健康被害を最小限に抑える。
- 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 区内の患者発生の有無に関わらず、対応を切り替える。
- 対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 流行のピーク時の入院勧告や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるために必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 状況に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・区は、重症者及び死亡者に限定したサーベイランスを継続し、患者の全数把握は中止する。

- 都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下する。
- 東京感染症アラートによる全数検査の中止
 - ・地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止する。
- クラスター（集団発生）サーベイランスの中止
 - ・地域での流行が拡大し患者報告数が増加した時点で、クラスターサーベイランス（定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えた）に伴うウイルス検査を中止する。
- 入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握する。

イ 情報収集

- ・区は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況について、WHO、国、東京都、新型インフルエンザ等の発生があった自治体などから情報収集に努める。

○主な情報収集項目

- ①国内の感染者発生状況
- ②国及び東京都の動向（対応方針）
- ③国及び東京都からの要請内容
- ④都内感染期の保健医療体制
- ⑤国立学校、都立学校の休業状況
- ⑥公共交通機関、ライフライン事業者の活動状況
- ⑦各企業等の事業継続（縮小）計画
- ⑧その他、新型インフルエンザ等対策に必要な事項

(2) 情報提供・共有

ア 区民への情報提供

- ・区は、区民に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。
- ・区は、都内感染期における医療提供体制の変更について、区民に情報提供を行う。

○都内感染期では、新型インフルエンザ等の医療は、内科・小児科等の一般の医療機関で行われるため、新型インフルエンザ専門外来ではなく、一般の医療機関に受診するよう、区民に情報提供を行う。

○区の広報媒体や災害時情報伝達手法を活用し、発生地域の状況等最新情報の提供を行う。区ホームページでは、トップページに新型インフルエンザ等に関する情報を掲載する。

○以下のような情報を提供する。

- ①都内感染期の医療機関受診の方法
- ②新型インフルエンザ等の国内発生及び都内（区内）状況や症状等に関する情報
- ③家庭（事業所）内における感染予防策
- ④外出時のマスク着用、うがい、手洗い、咳エチケットの徹底等の呼びかけ
- ⑤発熱や感染予防に関する相談・問い合わせ先
- ⑥食料品や生活必需品等に関する生活情報
- ⑦区内発生した場合の区役所業務の縮小や中止、施設の臨時休業等に関する予告
- ⑧その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項

○高齢者や障害者等に対しては、確実に新型インフルエンザ等に関する情報が届くように、様々な媒体により情報提供を行う。

イ 情報共有

- ・区は、医療機関等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

(3) 区民相談

- ・区は、新型インフルエンザ専門外来の設置終了後も、引き続き、新型インフルエンザ相談センターで区民の保健医療に関する一般相談に対応する。
- ・区は、学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生で影響を受ける区の事業について、区民の相談に対応する。

- 新型インフルエンザ専門外来の終了に伴い、新型インフルエンザ相談センターは、専門外来への振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については引き続き、平日の昼間は各保健相談所において、休日・夜間は東京都が民間のコールセンターへ委託し対応する。
- 区は、東京都からの相談内容に関する情報を受け、相談体制を状況に応じて変更する。
- 健康相談以外の区の業務実施状況等に関する等合わせについては、江東区行動計画を踏まえ、業務担当各課が行う。

(4) 感染拡大防止

- ・区は、都内感染期以降、患者の濃厚接触者を特定した措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く区民に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。
- ・政府対策本部が東京都内を対象区域として緊急事態宣言をしたときは、東京都の要請・指示に応じ、区民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限、催し物の開催制限等を行う。

- 区民に呼びかける主な感染拡大防止策
 - ①マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な感染予防策の徹底
 - ②人混みや繁華街への不要不急の外出自粛の徹底
 - ③不要不急の医療機関受診自粛の徹底
 - ④時差出勤や自転車、徒歩等による通勤の徹底
 - ⑤集会、スポーツ大会等の開催自粛の徹底
 - ⑥不特定多数の集まる集客施設の事業や興業の自粛の徹底
 - ⑦事業者に対する事業継続計画の適用
 - ⑧発熱等の症状のある従業員の健康管理・受診勧奨
 - ⑨発熱等の症状がある場合の来庁自粛
 - ⑩来庁時の庁舎内でのマスクの着用
 - ⑪その他、新型インフルエンザ等対策に関して必要な事項
- 緊急事態宣言をした場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。

(5) 予防接種

- ・区は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種として、住民接種を進める。
- ・緊急事態宣言が行われている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施する。

- 住民接種は、区の全住民を対象とし、集団的接種を原則とする。
- 発熱等症状がある者は、接種会場に赴かないよう、区民に周知する。
- 基礎疾患があるなど医学的ハイリスク者は、医療機関が発行する「優先接種対象証明書」の持参を求める。
- 入院中や在宅療養中の患者、社会福祉施設の入所者については、医療機関や、社会福祉施設での接種を検討する。

(6) 医療

- ・区は、新型インフルエンザ等の診療が、一般医療機関等に移行することに伴い、区民に対し、医療機関に直接受診するよう周知する。
- ・区は、区内の医療体制の維持のため、国、東京都、医療機関等関係機関の連絡・調整を行う。

●東京都が行う対策

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応する。かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入が可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう医療機関に周知する。
- 一般病床を有するすべての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。
- 重症患者受け入れ可能医療機関の機能を確保するため、都民に対し、外来診療については、かかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を市場に放出する。

【都立・公社病院】

- 感染症診療協力医療機関は、外来診療を継続し、入院治療の必要性の判断等を実施する。
- 感染症入院医療機関は、新型インフルエンザ等の患者専用病棟を設定するなどして、新型インフルエンザ等の患者の入院対応を行う。

<第二ステージ（院内体制の強化）>

○入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。

都が要請時期を判断する一つの目安として、インフルエンザサーベイランスにおいて、定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 1.0 人を超え、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で、医療機関への特段の措置の準備を要請する。

また、インフルエンザサーベイランスで定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 10 人を超え、病床がひっ迫している状態が確認された段階で、特段の措置の実施を要請する。

○医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画等に基づき、地域内の重症患者の受入が可能な医療機関に対する支援を行うよう要請する。

<第三ステージ（緊急体制）>

○インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり 30 人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断する。

○入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請する。

○必要に応じて備蓄ベッドを入院医療機関に配布する。

○引き続き、医師会や薬剤師会に対し、地域内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう要請する。

【都立・公社病院】

○病床の不足を考慮し、新型インフルエンザ専用病棟やフロアの更なる拡大を検討するとともに、備蓄ベッド等を活用して病床を暫定的に確保する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- ・区は、在宅の高齢者や障害者等の要配慮者に対し、生活支援を実施する。
- ・区は、東京都と協力して、区民に対し、ごみの排出抑制の協力を依頼する。
- ・区は、東京都と連携し、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、適切な行動を呼びかける。
- ・区は、東京都の要請に基づき、遺体の安置等の対応を行う。

- 要配慮者に対する生活支援（食事や生活必需品の提供、受診の補助、死亡時の対応等）について、区の関係団体に協力を依頼する。
- 要配慮者に対する給食サービスなどの重要な介護サービスが停止しないよう、介護事業者等に事業継続を要請する。
- 都内感染期でのごみ収集や処理能力を把握し、区民にごみの排出抑制の協力を依頼する。
- 東京都の要請に基づき、遺体の一時収容所を選定し、運用を行う。

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

- 区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 第二波の流行に備え、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について、区民に情報提供する。
- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

- ・ 区は、平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。

○ 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行するまでの間、東京都と連携し、クラスターサーベイランス（基準：定点医療機関当たり患者報告数週当たり 1.0 人）を実施する。

イ 情報収集

- ・ 区は、引き続き、新型インフルエンザ等の第二波の発生に備え、WHO、国、東京都などからの情報収集に努める。

(2) 情報提供・共有

- ・ 区は、区民に対し、第一波の終息を発表する。

○ 第二波発生の可能性や、再流行への備えの必要性について情報提供する。
○ 第二波発生に備え、情報提供の体制はしばらく継続する。

(3) 区民相談

- ・ 区は、状況を見ながら、相談窓口の体制を縮小する。

○ 保健所に設置した新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。夜間休日の一般相談も終了する。
○ 保健所は、通常業務において保健医療に関する一般相談に対応する。

(4) 感染拡大防止

- ・区は、区民に対する感染拡大防止策の協力要請を解除する。
- ・区は、第二波発生に備え、感染拡大防止のための資器材の再調達を行う。

(5) 予防接種

- ・区は、第二波発生に備え、未接種の区民に対し、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種を行う。

(6) 医療

- ・区は、医療機関等に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼びかける。
- ・区は、第二波発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬、個人防護服等の再調達を行う。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

- ・区は、区民に対する区民生活及び経済活動の安定の確保のための協力要請を解除する。
- ・区は、要配慮者の健康状態に応じ、生活支援を順次中止する。

